

日印経済界の共通認識
— 日印民間経済安全保障対話を踏まえて —

2026年5月11日

日印民間経済安全保障対話

共同議長 原 一郎 経団連常務理事

共同議長 Neerja Bhatia C I I Deputy Director General

2026年3月26日、経団連ならびにインド工業連盟（C I I）の会員企業が参加して、「日印民間経済安全保障対話」をオンラインで開催した。同対話は、政府間の「日印経済安全保障対話」に対して、企業・経済界の立場から意見を具申するため、また、日印経済界同士の情報・認識共有ならびに連携強化の場として立ち上げられたものである。今次対話を踏まえた、日印経済界の共通認識は下記のとおりである。

記

1. 日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」およびインドが推進する「インド太平洋海洋イニシアティブ（I P O I）」に象徴されるように、日印両国はインド太平洋において協力を深めてきている。
2. 日インド包括的経済連携協定（C E P A）はその嚆矢である。また、日米豪印（Q u a d）および日豪印サプライチェーン強靱化イニシアティブ（S C R I）を通じた協調は、同地域においてルールに基づく安定した秩序を形成しようとする両国のコミットメントを示している。
3. 日印はまさに「特別戦略的グローバル・パートナー」であり、高い相互補完性を有している。一方、それを十分に活かし、日印間の協力を拡大・深化させていくには、解決すべき課題が未だ残されている。
4. 同時に、両国を取り巻く国際情勢が厳しさを増していることに留意する必要がある。とりわけ経済的威圧行為が横行するなかにあつて、国民生活や産業活動に不可欠な重要物資のサプライチェーンを特定の国・地域に過度に依存するリスクがとみに高まっている。また、各国・地域による技術獲得競争が激化するなか、汎用性の高い基盤的な重要技術や最先端の新興技術を特定し、それらの流出を防止すると同時に、開発を推進することが不可欠となっている。
5. このように両国は厳しい環境に置かれているが、そうした現状をむしろ奇貨

として、経済安全保障の確保を通じた経済の強靱化に向けて日印のパートナーシップを次のフェーズに進め、戦略的グローバル・パートナーシップの「新たなゴールデン・チャプター」とすべきである。そのためには、相互補完性を十分に活かすための環境を整備することが急務である。

6. 今次対話では、半導体、A I、重要鉱物、クリーンエネルギーの各分野について、日印協力の方向性および具体的な施策に関して議論を行った。その結果を以下に示す。

<半導体>

インドは政府のインセンティブ措置の下、半導体製造エコシステムの構築を進めている。インド市場のスケールメリット等を活かすと同時に、日本が強みを有する技術領域を中心に日印連携を強化することによって、インドで信頼性の高い半導体生産基盤の構築を進めることが強く望まれる。そのためには、日本からの技術移転を促進すべく、インドにおける知的財産保護制度を拡充し、厳格な執行を図るとともに、インセンティブ措置の更なる改善や技能ギャップを埋めるための人材育成・交流等が必要である。

<A I>

ソフトウェア等の分野で豊富な高度人材を有するインドの企業・大学・研究機関と品質管理等に優れる日本企業が、相互補完的な知見や人的・財政的資源を共有することによって、強靱で革新的なA Iエコシステムを構築していくことが重要である。そのためには、海底ケーブルやデジタル公共インフラなど信頼性ある情報通信インフラの整備、サイバーセキュリティの確保が求められる。加えて、日印官民の間でA I開発・活用に関するガバナンス面の協力を進めるとともに、A I分野における日印の人材交流の促進が必要である。

<重要鉱物>

重要鉱物のサプライチェーンを強靱化するには、日印両国が連携して、あらゆる可能性を追求することが不可欠である。即ち、資源が豊富なアフリカ諸国など第三国を含めた探鉱・採掘・精錬・加工等に関する国際連携の強化、自国および信頼に足る国・地域における生産基盤の強化とその安定的な稼働、資源の域内循環の強化に向けたリサイクル処理の促進等が必要である。

<クリーンエネルギー>

インドにおいては、再生可能エネルギーが大規模に導入される可能性やクリーンエネルギー・インフラへの需要が拡大する可能性がある。こうしたインドの潜在性と日本が強みを有する先端的な技術やエネルギー管理システムなどを組み合わせることで、クリーンエネルギーおよびバッテリーの生産・供給基盤を構築していくことが期待される。そのためには、オフテイク支援を含む官民一体での需要創出、生産連動型奨励策（P L I）の設備投資への対象拡大、知的財産保護制度の拡充と厳格な実施による技術移転の促進等が必要である。

7. 以上のような協力を促進し、実効性あるものとしていくためには、民間企業が安心して事業を展開できる予見可能性の高いビジネス環境を整備するとともに、規制・制度の調和等を通じて市場の統合・形成を推進する必要がある。
8. 以上のほか、日本側からは、昨年8月開催の第12回日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム共同声明に基づいて、自由で開かれた国際秩序の維持・強化の重要性、とりわけ世界貿易機関（WTO）の改革と経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）の拡大・深化、将来におけるインドのCPTPPへの加入の可能性について言及があった。また、経済安全保障の要素を取り込んだ国際的なルール作りの必要性について認識が共有された。一方、インド側からは、今次対話で取りあげられなかった分野における協力の検討の必要性について言及があった。
9. 経済安全保障は、経済活動の主体である民間企業と、安全保障に責任を有する政府との緊密な連携があって初めて確保されるものである。日印両国政府におかれては、本ペーパーならびに別添の日本側・インド側の提言を十分に踏まえた上で「第2回日印経済安全保障対話」に臨みたい。

以 上